各 位

会社名株式会社オプト代表取締役社長鉢嶺登(コード番号 2389 東証第一部)役職・氏名執行役員CFO工藤 正通電話03-5745-3611

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続に関するお知らせ

記

当社は、平成25年3月28日の第19回定時株主総会にて、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「本施策」といいます。)について、平成26年3月31日を期限として継続する旨の決議をしておりますが(注)、平成26年2月24日開催の取締役会において、本施策の継続について平成26年3月27日開催予定の第20回定時株主総会においてお諮りすることについて、取締役全員の賛成により決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、決議にあたっては、当社社外監査役4名のいずれの監査役も本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策の継続に賛同する旨の意見を述べております。

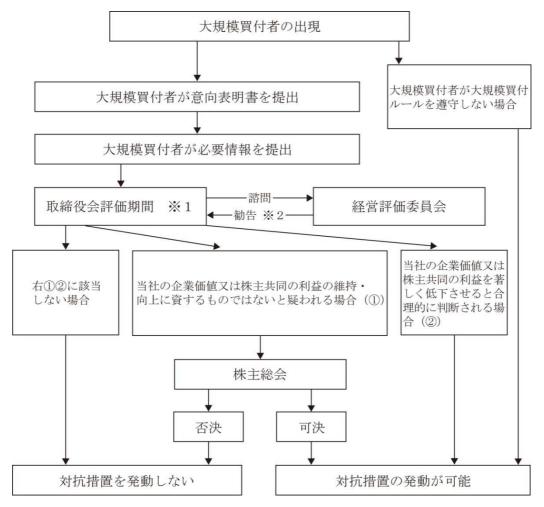
なお、平成25年12月31日現在の当社大株主の状況については別紙1に記載のとおりであります。また、本方針の継続を決議いたしました本日平成26年2月24日現在、当社に対して特定の第三者から具体的な買収提案を提示されている事実はございません。

(注) 平成25年9月4日付「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の一部変更に関するお知らせ」にて本施策内容の一部変更を行っております。

本方針の具体的内容

【本施策のフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考に作成されています。本施策の詳細については、2. 本施策の内容をご参照ください。



- ※1 取締役会評価期間は原則として、60 日又は90 日以内としますが、当社取締役会決議により30 日間を上限として延長することができるものとし、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について速やかに株主及び投資家の皆様へ開示いたします。
- ※2 経営評価委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、又は、当社の企業価値もしくは株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われるため、対抗措置の発動について最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。また、必要に応じて株主の皆様の意思を確認いたします。

1. 本施策導入の目的

当社取締役会は、当社が株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、後述するように、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様に提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会の勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、取締役会として当然の責務であると考えております。

加えて、当社はインターネット広告を中心とした e マーケティング事業(顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業)を展開しており、下記のような事業特性を前提とした経営のノウハウ、ならびにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。現在の主な事業分野は広告・ソリューション事業分野、データベース事業分野、ソーシャル&コンシューマ事業分野、海外事業分野及び投資育成事業分野となっております。

広告・ソリューション事業分野においては、単体のインターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SEO ソリューションサービス、e マーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネル開発販売を行っており、連結子会社の株式会社クラシファイドが Yahoo!不動産新築及び中古物件情報などのクラシファイド広告の取り扱い、ソウルドアウト株式会社が中堅・ベンチャー企業向けにインターネット広告の取り扱いを行っております。また、クロスフィニティ株式会社が SEO ソリューションサービス及びメディアコンサルティングサービス、株式会社エスワンオーインタラクティブが広告主向けにインターネットマーケティングの戦略的運用を支援するトレーディングデスクを提供しております。同事業において、取り扱う広告は純広告や検索連動型広告、スマートデバイス・モバイル向け広告など多岐にわたります。また、インターネット広告市場の拡大、インターネットを利用したコミュニケーションや購買が定着するなか、顧客の大型化やニーズの複雑化・高度化が進展しており、当社がこれまで培ったインターネット広告における企画提案力や顧客・取引先との関係性などは当事業分野に必須な要素であります。

データベース事業分野においては、単体がインターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN(アドプラン)」シリーズの開発を行っております。また、株式会社 Platform ID がオーディエンスターゲティング広告配信ツール「Xrost(クロスト)」シリーズの開発販売、株式会社 Consumer first がデータ分析及び解析サービスの提供を行っております。同事業において提供する各種サービスは顧客から高い信頼を得ており、その開発・運用販売にはインターネット広告の効果測定やサイト内解析などに関する専門的な知識・見識及び開発・運用に関わるノウハウが求められます。

ソーシャル&コンシューマ事業分野においては、株式会社モバイルファクトリーが、ゲームアプリの企画 開発・販売及び着メロ、占いなどのモバイルコンテンツの提供、株式会社コンテンツワンが、Web アプリケーション系に特化した開発、コンサルティング、育成事業、株式会社マルチメディアスクール・ウェーヴが IT-WEB 系に特化した技術者育成事業を行っております。

海外事業分野においては、韓国の eMFORCE Inc. (エムフォース) がインターネット広告サービス、台湾の

glocom, Inc. がインターネット広告運用事業、OPT America, Inc. が米国におけるコンサルティング事業等を行っております。

投資育成事業分野においては、平成25年第2四半期より単体でインターネット関連ベンチャー企業への 投資等を行っております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を十分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

なお、平成25年12月31日現在、当社役員及びその関係者(以下「当社役員等」といいます。)が発行済株式の20.87%を保有し、株式会社電通デジタル・ホールディングスが発行済株式の16.37%、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が発行済株式の12.17%を保有しており、合計で発行済株式の約49%を当社役員等及び主要株主が保有しております。

加えまして本日「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」にて公表しました通り、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が保有する当社株式全株の自己株式の取得及び自己株式の公開買付けを行う予定であり、完了後には当社役員等及び主要株主の保有比率が一層低下することが見込まれます。

また、今後も当社役員等の個々人の事情や、株式会社電通デジタル・ホールディングスが当社株式を売却する可能性は否定できません。加えて、株式の一層の流動性の向上および株主数の増加等を目的とした施策の実施や資金調達等もあり得ることから、その場合にはそれら株主の持株比率が低下する可能性があり、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得ると考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会としては、以下の内容の大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの順守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといたします。

一般に、大規模買付行為に対する取締役会の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところでありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

平成25年12月31日時点における当社株主の状況は、別紙1「当社大株主の状況」の通りです。

2. 本施策の内容

- (1) 大規模買付ルール
- [1] 取締役会に対する情報提供

大規模買付ルールの対象となる行為は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、次の各号に定める事項等を記載し又は記載した資料を添付した「大規模買付意向表明書」(以下「意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な評価・検討を行うことを目的としております。

- ① 大規模買付者の名称(商号/氏名)、本店所在地/住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡 先
- ② 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)の概要(沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。)
- ③ 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ④ 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)の株券等保有割合及び保有株券等の 数
- ⑤ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、 算定に用いた数値情報等)、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)が当社の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、ならびに役員候補者及びその略歴
- ⑧ 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)と当社の主要取引先との間の従前の 取引関係及び競合関係
- ⑨ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- ⑩ 当社の従業員、主要取引先、顧客その他の当社の利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ① 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ② 意向表明書の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ③ 既存の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ④ その他、当社取締役会が合理的に必要と判断し、提出を求める情報

なお、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報が不十分であると認められる場合、その他当社 取締役会が必要と判断する場合、当社取締役会が、大規模買付者に対し追加的に情報提供を求めることがあ ります。また、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報は、株主の判断に必要かつ適切と認め られる範囲において、当社取締役会が必要かつ適切と判断した時点で、その全部又は一部を開示いたします。

[2] 取締役会における評価及び検討

大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した日から 60 日間(大規模買付行為が、現金のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は 90 日間(その他の大規模買付行為の場合)(以下「取締役会評価期間」といいます。)が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととして頂きます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、意向表明書の評価及び検討、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えて頂くためです。なお、大規模買付行為の態様により、当社取締役会はかかる取締役会評価期間を取締役会決議により 30 日間を上限として延長することができるものとし、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、経営評価委員会に諮問し、また、必要に応じて弁護士、公認会計士及び投資銀行等の外部専門家等の助言を得ながら、意向表明書によって提供された情報の評価及び検討を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめます。かかる意見の取りまとめに際しては、当該大規模買付行為が株主共同の利益を向上させるものか否かという観点から、買付条件、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等について当該大規模買付者による提案の内容や当該大規模買付者の属性・資力等を勘案いたします。

また、当該大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が株主共同の利益に資するものとなる可能性があると、当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、必要に応じて、当社取締役会として、株主に対し、当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

[3] 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等(大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。)に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します(ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。)。なお、当社取締役会は、経営評価委員会の勧告(後記(3))を最大限尊重して当該検討を行った結果、株主総会を開催することなく対抗措置を発動する場合があります。

[4] 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、 当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後)にのみ開始することができるものとし ます。

[5] 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、上記 [2] の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による 大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した 場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

- (2) 大規模買付行為への対応方針
- [1] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他会社法等の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。大規模買付対抗措置として発行されうる新株予約権の募集事項の概要は、別紙1に定めるとおりとします。この新株予約権には、議決権割合が一定以上である特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

[2] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、具体的には以下に掲げるいずれかの類型に該当し、かつ対抗措置の発動が必要かつ相当と判断される場合、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

- (i) 当該大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げ て高値で株券等を当社関係者に引き取らせることにある場合(いわゆるグリーンメイラーの場合)
- (ii) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の事業経営上必要な動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社の資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)に移譲させること(いわゆる焦土化経営)にある場合
- (iii) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (iv) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ (大規模買付者を含む。)の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (v) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合
- (vi) 当該大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の所有する有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをすることにある場合
- (vii) いわゆる反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止する ための指針』において定義される「反社会的勢力」を指し、以下同様とします。)又は反社会的勢力の支配・ 関与を受けた個人・団体による大規模買付行為である場合
- (viii) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合

(ix) 当社取締役会の経営方針及び事業計画(大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。)に著しく劣ると判断される場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を発動することができるものとします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、大規模買付者から必要な情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される経営評価委員会にかかる情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

経営評価委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、対抗措置(現段階で想定されるものとしては、別紙1のとおりですが、経営評価委員会は、これに限ることなく、会社法上許される措置のなかで、最適なものを勧告します。)として適当なものは何か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が経営評価委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、(1) [2] に定める取締役会評価期間に含まれます。

ただし、経営評価委員会は一度本対抗措置の発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(別紙1「株主割当により新株予約権を発行する場合の概要 9. 新株予約権の行使期間」をご参照ください。)の前日までの間、本対抗措置の発動の中止、又は本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 大規模買付者等が大規模買付行為等を中止・撤回した場合等により大規模買付行為等が行われなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付行為等が本施策に定める手続を順守することになるか、又は(2)[2]「大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合」の(i)~(ix)に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本対抗措置を発動すること若しくは本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権の行使を認めることが相当でない場合

経営評価委員会の概要及び経営評価委員会の委員の略歴は別紙2のとおりです。

(4) 本施策の有効期限ならびに廃止及び変更

本施策は、当社第 20 回定時株主総会において、本ルールの導入をお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得た上で導入するものとします。

そして、本施策は、当社第 20 回定時株主総会決議の日より継続を開始し、その有効期限は、特段の事情のない限り、平成 27 年 3 月 31 日までといたします。本施策を継続する場合は、平成 27 年 3 月開催予定の当社第 21 回定時株主総会に議案として上程し、審議・決定いたします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の維持向上の観点から、必要に応じて廃止を含め適宜本施策の内容を変更してまいりたいと存じます。

上記のとおり、本施策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本施策を廃止することが可能です。従って、デッドハンド型の買収防衛策(取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、その発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、平成18年9月28日開催の臨時株主総会における決議に基づき定款変更を行い、取締役任期を一年とし期差任期制を採用していないため、本施策はスロー・ハンド型の買収防衛策(取締役の交代を一度で行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

3. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、本施策の導入は株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

本施策の導入は、むしろ、大規模買付行為に関する情報を株主及び投資家に提供することを可能とするものであり、株主及び投資家の利益に資するものであると考えております。

(2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主が、その法的権利又は経済的利益に損失を被る可能性がありますが、それ以外の株主の法的権利又は経済的利益に格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従いまして、適時に適切な開示を行います。大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了して頂く必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行って頂く必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるとの取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります(なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。)。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当を中止、又は無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、一株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

4. 本施策の合理性

本施策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。また、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に準拠しております。

注1:「特定株主グループ」とは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する大量保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)及びその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)又は当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する関付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及び特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計とします。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(金融商品取引法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものならびに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注3:「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

別紙 1 当社大株主の状況 (平成 25 年 12 月 31 日現在)

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 株式会社電通デジタル・ホールディングス | 4,899,000 | 16.37 |
| HIBC 株式会社(注) | 4,811,600 | 16.08 |
| カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 | 3,641,000 | 12.17 |
| 海老根 智仁 | 1,436,900 | 4.80 |
| RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT | 882,700 | 2.95 |
| (常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証券業務 | | |
| 部長 石川潤) | | |
| 野内 敦 | 870,000 | 2.90 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 516,900 | 1.72 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 504,500 | 1.68 |
| 小林 正樹 | 450,800 | 1.50 |
| 株式会社SBI証券 | 346,000 | 1.15 |

(注) HIBC株式会社は、当社代表取締役社長鉢嶺登が全株式を所有する資産管理会社であり、安定株主として当社株式を長期保有する予定である旨の報告を受けております。詳細は平成25年12月17日付公表「主要株主の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、 当社の保有する当社普通株式を除く。)100 株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、取締役会の決議により所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権割当期日における当社の最終の発行済株式総数と同数を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

- 4. 新株予約権の効力発生日 取締役会が定める日とする。
- 5. 新株予約権の払込金額 無償とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円を下限とし、当社の株式の割当期日における時価の二分の一に相当する価額を上限として、当社取締役会が定める額とする。なお、出資の目的は金銭とする。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者(株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。)等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権の無償割当の効力発生日を初日とし、6ヵ月以内の範囲で取締役会が定める期間とする。

10. 新株予約権の取得条項

新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての新株予約権を無償で取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合がある。また、上記 7. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

別紙2

経営評価委員会の概要等

1. 経営評価委員の要件

経営評価委員会は、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件全てを満たす委員3名により構成される。

- ① 現在又は過去において、当社の取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)又は従業員となったことがない者
- ② 現在又は過去において、当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社をいい、以下同様とする。)の取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)又は従業員となったことがない者
- ③ 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)又は従業員であった者と配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
- ④ 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者

2. 委員の略歴

花堂靖仁(昭和16年8月9日生)

昭和55年3月 國學院大學教授

昭和56年3月 國學院大學大学院経済学研究科担当

平成 15 年 3 月 早稲田大学経営専門職大学院 (MBA) 教授

平成 17 年 2 月 経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営·知的資産小委員会委員

平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授

平成 21 年 2 月 当社経営評価委員(現任) 平成 24 年 4 月 國學院大學名誉教授(現任)

岸田雅雄(昭和21年5月29日生)

昭和49年4月 司法修習(第26期)終了

同神戸大学法学部助手

昭和51年4月 同大学法学部助教授

昭和60年4月 同大学法学部教授

平成16年4月 同大学名誉教授

同
早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授(現任)

平成21年2月 当社経営評価委員(現任)

大塚和成(昭和46年1月18日生)

平成11年4月 司法修習(第51期)終了

同 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現任)

平成 14 年 10 月 東京商工会議所企業行動規範特別委員会幹事

平成17年5月 公益社団法人能楽協会監事(現任)

平成 18、19 年度 明治学院大学法科大学院非常勤講師(会社法)

平成21年2月 当社経営評価委員(現任)

平成23年7月 二重橋法律事務所設立、代表パートナー(現任)

平成25年6月 株式会社CDG 社外監査役(現任)

以上

別 添

経営評価委員会規則

(目 的)

第1条 企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて外部から客観的な意見を求め、株式会社オプト(以下「当社」という)のガバナンス機能を強化するために、経営評価委員会(以下「委員会」という)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、以下の各号の要件を全て満たす者の中から、取締役会の決議を得て選任される経営評価 委員(以下「委員」という) 3名以上により構成される。なお、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 現在又は過去において、当社の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)又は従業員となったことがない者
- (2) 現在又は過去において、当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社を指し、以下同様とする)の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)又は従業員となったことがない者
- (3) 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)又は従業員であった者の配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
- (4) 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者
 - 2) 委員会は、委員の互選により委員長を選任する。

(大規模買付ルールの遵守)

第3条 委員は、当社に大規模買付ルールが導入されている場合、本規則に定められている事項に加え、当該ルールを遵守する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2) 委員は何時にても取締役会の決議をもって解任することができる。但し、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3) 委員は、前項に基づき解任された場合といえども、当社に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することはできない。

(委員会の開催)

第5条 定例委員会は、四半期に一度開催するほか、必要あるごとに臨時委員会を開催する。

- 2) 取締役社長は、重要な経営事項について、委員会の提言を求める必要がある場合には、委員に対し、臨時委員会の開催を求めることができる。
 - 3) 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 4) 委員長は、審議又は報告のため、取締役、監査役、従業員、会計監査人その他の第三者を委員会に出席させることができる。

(招集)

- 第6条 定例委員会は、委員長が招集する。臨時委員会は、委員長以外の委員も招集することができる。
- 2) 委員会の招集通知は、各委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
- 3) 委員会は、委員全員の同意がある場合、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員会の運営)

- 第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数の決議によって決定する。
- 2) 本規則に定めるほか、委員会の運営に関する詳細は、委員会の決議により決定する。

(ガバナンスの評価・提言)

- 第8条 委員会は、取締役会から経営の基本方針及びその履行状況等の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み並びに重要な経営判断等につき報告を受け、当社のガバナンス状況の適否、改善すべき事項等について協議を行う。
- 2) 委員会は、前項の協議を踏まえてそれぞれ当社のガバナンス状況を評価のうえ、取締役社長に対し、ガバナンス機能の強化に関する提言を行う。
- 3) 前項の提言は、原則として各委員が書面(電磁的方法を含む)により個別に実施する。但し、委員会において提言方法を特に定めたときは、これに従うものとする。

(委員会の費用請求)

第9条 委員会が、その職務の執行につき費用を支出しようとするときは、当社に前払いを請求することができる。当社は、その費用負担が委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

(委員の権限)

- 第 10 条 委員は、いつでも、取締役、監査役又は従業員に対して、その職務の執行に関する事項又は当社の業務及び財産の状況について報告を求めることができる。
- 2) 委員は、委員会の権限を行使するために必要があるときは、当社の関係会社に対して営業状況又は業務及び財産の状況について報告を求めることができる。
- 3) 委員は、前二項に定める聴取の方針について委員会の決議があるときは、これに従うものとする。

(事務局)

第 11 条 委員会の招集事務、議事録の作成、その他委員会運営に関する事務は COO が指名した従業員がこれにあたるものとし、COO が管掌する。

(報 酬)

第12条 委員が受けるべき報酬は、取締役会決議をもって定める。

(主管部署)

第13条 本規則は、COOが主管する。

(規則の改廃)

第 14 条 本規則の改廃は、委員の了承を得たうえで、取締役会の決議又は職務権限規程に基づく稟議による決裁をもって行う。

以 上